

(案)

高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国・滋賀県・高島市が共同して設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得ながら、琵琶湖及び地域内を流下する河川(普通河川を含む)の洪水により、将来にわたって人命被害を含む壊滅的な被害が生じる恐れのある地域を対象に、「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」の視点に立った水害・土砂災害対策を検討する。

(協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、会長は高島市副市長とする。

2 協議会は、会長が招集する。

3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。

4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。

6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、高島市（政策部および土木交通部）および滋賀県（土木交通部 流域政策局流域治水政策室・砂防課および高島土木事務所）に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成25年 月 日から施行する。

(別紙)

委 員 構 成 (平成25年8月現在)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学 識 委 員	京都大学 防災研究所	准教授	はたやま みよりの 畑山 満則	
行 政 委 員	高島市	副市長	やまぐち ともゆき 山口 知之	会長
	高島市 政策部	部 長	しみず やすはる 清水 安治	
	高島市 土木交通部	部 長	やまもと ひろかず 山本 博和	
	高島市 政策部 総合防災局	防災監	ふるかわ しげき 古川 茂樹	
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所 長	つかはら たかお 塚原 隆夫	
	滋賀県 防災危機管理局	副局長	つじい ひろこ 辻井 弘子	
	滋賀県 土木交通部流域政策局河川・港湾室	室 長	のぎき のぶひろ 野崎 信宏	
	滋賀県 土木交通部流域政策局流域治水政策室	室 長	にしじま てるもと 西 篤 照毅	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	なかがわ もとお 中川 元男	
	滋賀県 高島土木事務所	所 長	さいうち まさとし 齊内 正俊	